

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原告 東郷ゆう子こと角本裕子

被告 日本共産党中央委員会 外3名

2024年1月19日

神戸地方裁判 第4民事部 合議係 御中

被告日本共産党兵庫県委員会, 同東灘・灘・中央地区委員会

訴訟代理人 弁護士 佐伯 雄 三



被告県委員会・地区委員会 準備書面(2)

「原告第2準備書面」について

第1 原告第2準備書面「第一 序論」について

1 「一」について(1頁)

認否の限りでない。

2 「二」について(同)

争う。

第2 同「第二 部分社会論の(略)」について

1 「一, 二」(2頁以下)について

認否の限りでない。

なお, 最大判令和2年11月25日の趣旨や射程距離については, 被告県委員会・地区委員会準備書面(1)第四・4(ウ)で詳述したとおりである。

すなわち, この判例をもって, 団体の自律性を否定したり, 司法審査におけ

る団体の自律性を排斥するものとして評価することは誤りである。

前記最大判は、地方議会の自律権の基礎を「地方自治の本旨」（住民自治）に置くものであるが故に、議員の出席停止処分はそれに抵触するとしたものであって、各種団体の自律権の基礎をより明確にしたものでもある。

そして、結社の自由に基礎をおく除籍措置の問題は、地方自治の本旨を基礎に置く地方議会の自律権とは、基礎が全く異なるものであって、令和2年判決の射程外である。

2 「三」（4頁から8頁）について

争う。

- (1) 原告は、「政党助成法」（平成6年2月4日法律第5号）等のいわゆる政治改革四法や、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（平成6年法律第106号、「政党法人法」）、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号、「一般法人法」）等の制定等によって、政党の自律権が制約されるに至ったとする旨の主張をするが、争う。

「政党助成法」において政党の議会制民主政治における機能の重要性が確認されていることはそのとおりであるが、そのことにより政党内部の処分等の当否は原則として司法審査の対象にならないという法理が否定されるわけではない。

- (2) 「政党助成法」自体が、「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならない。」（同法4条1項）と規定している。

そうであれば、同法の是非自体はともかく、政党が政党交付金を受けていることを理由として、当該政党の政治活動の自由を制限したり、政党交付金の使徒の報告（同法4章）、報告書の公表（同法6章）など法令に根拠のある事項を除いて、政党の内部規律に属する事項に対する関与を従前より強化したりすることは同法の趣旨にも反するものである。

(3) なお、日本共産党は、「政党助成金」は、国民の税金を、支持していない政党にも献金することを事実上強制することになって「思想及び信条の自由」を侵害するものであること、政党の政治資金は、国民との結びつきを通じて、自主的につくるべきものであり、税金からの分けどりは、この本来のあり方に根本的に反し、政党の墮落と国民無視の政治を助長すること等から、政党助成金を一貫して受け取らず、制度の廃止を強く主張していることは、既に述べた通りである。

(4) 原告は、①「政党助成法」及び「政党法人法」が平成6年に制定されたことにより、政党の法人格が可能となり、また、②「一般法人法」が平成18年に制定されたことに伴い、同法4条及び78条の規定が法人である政党等に準用されることとなった（政党法人法8条）こと、そして、③一般法人法78条は、一般社団法人が、代表理事等がその職務を行うについて第三者に加えた「損害」について賠償する責任を負うことを定めており、④当該第三者には党員も含まれるから、政党と党員との間には「一般市民法秩序と直接の関係」が認められるに至った旨主張する。

(5) しかし、仮に、原告の主張①②③を前提としても、それ故に、④を帰結することにはならない。

昭和63年最判は、「政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないといふべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の…」とし、「処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまらない場合とは、「処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合」であることを判示している。

すなわち、党員が、一般法人法78条（政党法人法8条）によって、「『損害』を加えられた第三者」になるのは、「一般市民としての権利利益を侵害された場合」であり、本件除籍措置によって、原告には、一般市民としての権利

利益に何らの「損害」が生じるものではないのである。

- (6) この点、原告は、損害について、「除籍されて、その後の政治活動、選挙活動、社会活動が出来なくなった」等として「今後の政治生命が絶たれるに至る対外的な問題」だと主張する。

しかし、例えば、議員に立候補する権利は、除籍後における原告も含め被選挙権のある国民に等しく認められているものであるが、「日本共産党の公認候補者として立候補する権利」などが原告の権利として認められるものではなく、これが認められないことが「損害」ではあり得ないことは言うまでもないことである。

これに即して言うならば、「日本共産党の公認候補者として立候補する権利」は「一般市民としての権利利益」ではなくそれは権利侵害が問題となる対象ではないということなのである。

3 同「四」(8頁から12頁)について

原告主張の判決の存在は認め、その評価は争う。

第3 同「第三 本件除籍処分の(略)」について

1 「一」(12頁から14頁)について

「4, 5, 6」に関しては前記4で述べたとおりであり、「1, 2, 3」については認否の限りでない。「7, 8, 9」については争う。

2 「二」(14頁)について

「1, 2」については認否の限りでない。「3」については争う。

3 「三1」(15頁)について

否認ないし争う。

4 「三2(1)」(同)について

原告が灘民主商工会から解雇されたこと、神戸地方裁判所令和5年(ワ)第1521号事件が係争中であることは認め、その余は否認ないし争う。

5 「三 2 (2) (3)」(同) について

否認ないし争う。

6 「三 3 (1)」(15 頁から 16 頁) について

公安調査庁が、不当にも、日本共産党を調査対象団体として、原告摘示のような「公表」をしていること自体は認める。

ただし、現在に至るも、同庁が、公安審査委員会に規制の請求をしたことはただの一度もない。

第 114 回国会 衆議院 予算委員会 第 4 号 平成元年 2 月 18 日会議録情報 https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=111405261X00419890218&spkNum=199&single 219 不破哲三 ○不破委員 (略) 私が聞いているのは、そうやってあなた方は <u>事前調査</u> といって <u>三十六年間結社の自由を侵してきたんだが、その結果、何らかの結論を出して公安審査委員会に請求したり問題提起したことがありますか</u> ということを知っているのですよ。聞いたことにちゃんと答えてください。 222 石山陽 (引用者注: 公安調査庁長官) ○石山政府委員 <u>現実に規制の請求をいたしたことはございません。</u> (下線は引用者が付した。)
--

7 「三 3 (2)」(16 頁) について

認否の限りでない。

8 「三 3 (3)」(同) について

「いずれにせよ、新左翼、過激派を生んだ原因…」以下は全て否認し争う。
その余は認否の限りでない。

9 「三 4 (1) から (7)」(16 頁から 17 頁) について

争う。

10 「三 4 (8)」(17 頁) について

否認する。

11 「四 1」(18 頁から 19 頁) について

認める。

1 2 「四 2 から 4」(19 頁) について

否認する。

1 3 「四 5」(19 頁から 20 頁) について

否認ないし争う。

- (1) 原告は、「第四条に定める党員の資格を明白に失った党员」として除籍措置をされたものである(甲 8 号証)。

なお、除籍措置に関しては、準備書面(1)第 4 で詳述したとおりである。

すなわち、原告は、被告地区委員会が求める調査に応じず、かえって党内における権利制限措置に対して無効確認訴訟を提起し、前記措置を違法として損害賠償請求を提起している事実が、党の規約に基づく調査を否定する態度であり、もはや結社の構成員としての資格に違背するものであって、党员としての資格を明白に失っていると言わざるを得ない。

- (2) 原告は、権利制限措置に関する「訴状」において、日本共産党を、「このやうに、日共では、…ヤクザさながらの規律をもつ」(同 10 頁)、「6 日共の非合法活動の義務」として「非合法活動は、日共党员としての「義務」である」(同 16 頁)、更に請求原因の結論として「第 9 日共の欺瞞(結び)」「日共の綱領乃至政策自体が虚偽と欺瞞に満ち満ちたものである」(同 17 頁)等と主張しており、そもそも、このように日本共産党を徹底的に攻撃する主張をする原告が、日本共産党の構成員であることは両立せず、党規約第四条「十八歳以上の日本国民で、党の綱領と規約を認める人は党员となることができる。」という規定とも両立しないことは明らかである。

- (3) 「党员の資格を明白に失った」ことが明らかなものについては「協議」自体不可能である。

そしてその判断は、政党の自律権に属する問題である。

1 4 「四 6, 7」(20 頁) について

- 否認ないし争う。
- 15 「四8」(同)について
認否の限りでない。
- 16 「四9」(同)について
「日共(略)の行為は、明らかに法の正義に反する」との主張は争い、その
余は認否の限りでない。
- 17 「五1から4」(20頁から21頁)について
認否の限りでない。
- 18 「五5」(21頁)について
否認する。
- 19 「六1」(同)について
一般論としては認める。議員に立候補する権利等は、原告も含め被選挙権の
ある国民に等しく認められているものである。
しかし、「日本共産党の公認候補者として立候補する権利」などが、原告の
一般市民法上の権利として認められることを意味するものではない。
- 20 「六2, 3」(同)について
否認ないし争う。
- 21 「六4, 5」(21頁から22頁)について
認否の限りでない。
- 22 「六6, 7」(22頁)について
否認ないし争う。
準備書面(1)第4で詳述したとおりである。
- 23 「七」(22頁から23頁)について
争う。

以 上